

都城地域産業振興事業交付金 Q & A

分類	質問	回答
1 申請方法	①申請書はどのように提出すればよいか。	持参又は郵送してください。 都城商工会議所（都城地域産業振興協会事務局） 住所：〒885-8611 都城市中町17-2TERRASTA2F TEL：0986-23-0001
	②実施済の事業は申請対象か。	対象外です。交付決定後の事業着手となります。
	③事業計画書、収支予算書等の申請書類の様式はあるか。	申請書に添付する事業計画書、収支予算書等の様式は自由です。
2 交付対象事業	①事業が中止となった場合には、交付金は交付されるか。	対象外です。
3 交付対象経費	①他の交付金、補助金等と重複して申請することができるか。	可能です。ただし、交付金、補助金等の総額が経費総額を上回ることはできません。 また、それぞれの交付金、補助金等の交付要件にも十分留意してください。
	②パソコンやエアコンなどは、交付対象となるのか。	交付対象事業以外で利用できる汎用性の高い備品等は、原則として交付対象にはなりません。
	③交付決定の通知はいつ頃か。	7月中を予定しています。
4 事業の実施	①事業の着手はいつから可能か。	交付決定の日以降とします。
	②何をもって事業の着手とするか。	経費の発生を伴うものを着手とみなします。交付決定前に支出した経費については対象外となります。
	③いつまでに事業を終了しておく必要があるか。また、事業の終了とは何か。	翌2月末までに実施された事業を対象とします。 事業を実施し経費の支出が終了した日が事業の終了日となります。

※その他不明な点は、お問い合わせください。

都城商工会議所（都城地域産業振興協会事務局） TEL：0986-23-0001